健康保険被保険者証等の廃止に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

令和6年12月2日

大和市長 古谷田 力

大和市規則第49号

健康保険被保険者証等の廃止に伴う関係規則の整備に関する規則

(大和市国民健康保険条例施行規則の一部改正)

第1条 大和市国民健康保険条例施行規則(昭和36年大和市規則第1号)の一部を次のように改正する。

第6条の見出し中「被保険者証」を「資格確認書」に改め、同条各号列記以外の部分中「被保険者証」を「資格確認書(国民健康保険法施行規則(昭和33年厚生省令第53号)第6条第1項に規定する「資格確認書」をいう。以下同じ。)」に改め、同条第2号中「被保険者証」を「資格確認書」に改める。

第7条(見出しを含む。)中「被保険者証」を「資格確認書」に改める。

第8条を次のように改める。

## 第8条 削除

第10条第1項ただし書中「出産等が」を「第1号又は第2号に掲げる書類により確認する事項を本市が保有する」に改め、「場合は、」の次に「第1号又は」を加え、同項第1号を次のように改める。

(1) 出産した被保険者の資格に係る情報を確認できる書類

第10条第1項第2号中「出産等」を「被保険者の出産等」に改める。

第11条ただし書中「死亡が」を「第1号又は第2号に掲げる書類により確認する事項を本市が保有する」に改め、「場合は、」の次に「第1号又は」を加え、同条第1号を次のように改める。

(1) 死亡した被保険者の資格に係る情報を確認できる書類

第11条第2号中「死亡」を「被保険者の死亡」に改める。

第14条を次のように改める。

(被保険者に係る記録)

第14条 市長は、大和市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成17年 大和市条例第25号)第2条第5号に規定する電磁的記録により、常に被保険者の異動、給付 等について記録するものとする。 (大和市事務分掌規則の一部改正)

第2条 大和市事務分掌規則(昭和48年大和市規則第24号)の一部を次のように改正する。

第4条市民経済部保険年金課第3号中「諸届」を「各種届出書」に、「並びに被保険者証、国民健康保険被保険者証明書及び高齢受給者証の交付」を「、資格確認書の交付及び資格情報通知書による通知」に改め、同課中第13号を削り、第14号を第13号とし、第15号を第14号とし、第16号を第15号とし、同課第17号中「諸届」を「各種届出書」に改め、同号を同課第16号とし、同課中第18号を第17号とし、第19号を第18号とし、第20号を第19号とし、同課第21号中「諸届」を「各種届出書及び各種申請書」に、「、処理並びに被保険者証及び被保険者受療証の交付」を「並びに資格確認書、資格情報通知書及び後期高齢者医療被保険者受療証の引渡し」に改め、同号を同課第20号とし、同課中第22号を第21号とし、第23号から第28号までを1号ずつ繰り上げる。

第6条第1項第12号中「諸届」を「各種届出書」に、「並びに被保険者証及び被保険者証明書の交付」を「、資格確認書の交付及び資格情報通知書による通知」に改め、同項第15号中「諸届」を「各種届出書及び各種申請書」に、「被保険者証及び被保険者受療証の交付」を「資格確認書、資格情報通知書及び後期高齢者医療被保険者受療証の引渡し」に改める。

(大和市公印規則の一部改正)

第3条 大和市公印規則(平成18年大和市規則第94号)の一部を次のように改正する。

別表第1庁印の表専用市印、1-2の項中「国民健康保険被保険者資格証明書、国民健康保険 高齢受給者証」を「国民健康保険資格確認書」に改め、同表専用市印、1-3の項中「国民健康 保険被保険者証」を「国民健康保険資格確認書」に改め、同表専用市印、1-6及び1-7の項 中「国民健康保険被保険者証、国民健康保険被保険者資格証明書、国民健康保険高齢受給者証」 を「国民健康保険資格確認書」に改める。

(大和市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則の一 部改正)

第4条 大和市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則 (平成27年大和市規則第58号)の一部を次のように改正する。

第19条第10号を削り、同条第11号中「第7条の3、」を削り、「第27条の14の2第6項」を「第27条の14の2第5項」に改め、同号を同条第10号とし、同条第12号中「第26条の3第1項の」の次に「規定による」を加え、同号を同条第11号とし、同条第13号中「第27条の13第1項の」の次に「規定による」を加え、同号を同条第12号とし、同条中第14号を第13号とし、第15号を第14号とし、第16号を第15号とする。

第32条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げ、同条第6号中「第92条の」の次に「規定による」を加え、同号を同条第5号とし、同条中第7号を第6号とし、第7号の2を第7号とし、同条第10号中「第37条第2項の」の次に「規定による」を、「第42条第2項の」の次に「規定による」を加え、同条第12号中「限度額適用認定」を「限度額適用の認定」に改め、同条中第13号を削り、第14号を第13号とする。

(大和市児童福祉法施行細則の一部改正)

第5条 大和市児童福祉法施行細則(昭和56年大和市規則第24号)の一部を次のように改正する。

第6条中「次に掲げる」を「前年分の所得が確認できる書類、社会保険各法による被保険者、 組合員、加入者又は被扶養者であることを確認できる書類その他福祉事務所長が必要と認める」 に改め、同条各号を削る。

(大和市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則の一部改正)

第6条 大和市ひとり親家庭等医療費助成条例施行規則(平成3年大和市規則第50号)の一部を 次のように改正する。

第9条第1項第1号を次のように改める。

(1) 社会保険各法による被保険者、組合員、加入者又は被扶養者であることを確認できる書類第9条第3項中「、福祉医療証」を「福祉医療証」に、「、ひとり親家庭等医療費助成事業医療証交付申請不承認決定通知書により」を「ひとり親家庭等医療費助成事業医療証交付申請不承認決定通知書により、当該申請をした者に」に改める。

第12条第2項中「申請書」を「規定による申請」に改める。

第13条第3項中「前項の」の次に「規定による」を加え、同条第4項中「の申請書を受理した」を「に規定する申請書の提出があった」に改め、「決定し、」の次に「支給することを決定したときは」を加え、「当該申請者」を「、支給しないことを決定したときはその旨を、当該申請をした者」に改める。

第14条第2項中「健康保険証」を「社会保険各法による被保険者、組合員、加入者又は被扶養者であることを確認できる書類」に改め、同項ただし書中「児童扶養手当受給者」を「児童扶養手当の認定を受けている者」に改め、「受けることができる」の次に「所得水準にある」を加え、同条第3項中「第1項の」を「同項の」に改める。

(大和市子ども医療費助成条例施行規則の一部改正)

第7条 大和市子ども医療費助成条例施行規則(平成7年大和市規則第40号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号中「証する書類」を「確認できる書類」に改める。

第7条第2項中「前項の」の次に「規定による」を加える。

第12条の見出しを「(委任)」に改める。

(大和市生活保護法による被保護者の休日、夜間等の診療に関する規則の一部を改正する規則の 一部改正)

第8条 大和市生活保護法による被保護者の休日、夜間等の診療に関する規則(昭和53年大和市 規則第14号)の一部を次のように改正する。

第3条中「(第1号様式)」を削る。

第9条中「(第2号様式)」を削る。

第11条を第12条とし、第10条の次に次の1条を加える。

(様式)

第11条 この規則で使用する様式は、別表に掲げるとおりとし、その内容は別に定める。 附則の次に次の別表を加える。

## 別表(第11条関係)

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	休日、夜間等受診票	第3条
第2号様式	休日、夜間等受診票交付簿	第9条

第1号様式及び第2号様式を削る。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(大和市国民健康保険条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

2 施行日前に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部 を改正する法律(令和5年法律第48号)の規定による改正前の国民健康保険法(昭和33年法 律第192号)の規定により交付を受けている被保険者証については、第1条の規定による改正 前の大和市国民健康保険条例施行規則第6条、第10条第1項第1号及び第11条第1号の規定 は、施行日から当該被保険者証の有効期限の日までの間は、なおその効力を有する。

(大和市生活保護法による被保護者の休日、夜間等の診療に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

3 この規則の施行の際、現に第8条の規定による改正前の大和市生活保護法による被保護者の休日、夜間等の診療に関する規則第3条の規定により交付されている休日、夜間等受診票は、第8

条の規定による改正後の大和市生活保護法による被保護者の休日、夜間等の診療に関する規則第 3条の規定により交付された休日、夜間等受診票とみなす。

4 この規則の施行の際、現に作成されている用紙が残存する間は、必要な補正をして引き続き使用することができる。